

社会医療法人雪の聖母会における公的研究費に係る内部監査実施手順

社会医療法人雪の聖母会
2018年7月23日制定

1. 監査対象

- ①不正防止に関する内部統制のシステム
- ②不正防止計画等の実施状況
- ③公的研究費受給者の財務情報

2. 監査実施回数

- ・事業年度毎に1回定期実施（必要と認められる場合は臨時に実施）
- ・不正防止計画推進部署（臨床・教育・研究本部）より不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を立案する

3. 監査手順・方法

- 1) 内部統制のシステム、不正防止計画等の実施状況
 - ・監査人による各規程及び手順書の確認
 - ・不正防止推進計画書の内容及び実施状況の検証
- 2) 公的研究費受給者の財務状況
 - ・監査人による各種申請書、証票類等の確認、検証
 - ・必要に応じ、研究者及び取引業者等へのヒアリング、物品等の現物確認

4. 監査結果の報告

- ・監査結果を、最高管理責任者（理事長）へ報告
- ・必要に応じ、最高管理責任者は監事、公認会計士へ追加監査を要請できる

5. 改善計画の立案

- ・監査で改善項目が生じた場合は、内部監査部門及び不正防止推進責任者（部門）が協力の上改善計画を立案し、最高管理責任者（理事長）へ報告する
- ・改善計画立案に際しては、必要に応じて、監事及び公認会計士と連携し助言を仰ぐ

6. 権限の付与

- ・最高管理責任者は、監査を遂行するにあたって必要な権限を監査部門に付与する